



明日の「働く」を、デザインする。
We Design Tomorrow. We Design WORK-Style.

第68回 定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年3月28日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）

場 所

大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株式会社イトーキ

証券コード 7972

目 次

(ページ)

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第68回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 議決権行使のご案内 | 2 |
| インターネットによる議決権行使について | 3 |
| 添付書類 | |
| 事業報告 | 4 |
| 1. 企業集団の現況に関する事項 | 4 |
| 2. 会社の状況に関する事項 | 13 |
| 3. 会社の体制および方針 | 18 |
| 連結計算書類 | 29 |
| 連結貸借対照表 | 29 |
| 連結損益計算書 | 30 |
| 連結株主資本等変動計算書 | 31 |
| 連結計算書類に係る会計監査報告 | 32 |
| 計算書類 | 33 |
| 貸借対照表 | 33 |
| 損益計算書 | 34 |
| 株主資本等変動計算書 | 35 |
| 計算書類に係る会計監査報告 | 36 |
| 監査役会の監査報告 | 37 |
| 株主総会参考書類 | |
| 議案および参考事項 | 38 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 38 |
| 第2号議案 取締役6名選任の件 | 39 |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | 42 |
| 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件 | 43 |
| 第5号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件 | 45 |

株 主 各 位

大阪市城東区今福東1丁目4番12号

株式会社イトーキ

代表取締役社長 平 井 嘉 朗

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年3月27日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2. 場 所 大阪市城東区今福東1丁目4番12号 当社10階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 第68期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第68期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.itoki.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

● 議決権行使のご案内 ●

38頁から45頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合

1 ご出席

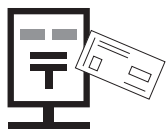


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会
開催日時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
（開場時間 午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

2 郵送



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）

行使期限 平成30年3月27日（火曜日）午後5時45分到着分まで

3 インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成30年3月27日（火曜日）午後5時45分行使分まで

●インターネットによる議決権行使について●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** 議決権行使ウェブサイト ***

●本サイトの利用にあたっては、以下の事項をお読みください。ご了承ください。

【利用ご通知電子郵便メニュー】

- 印刷、送信履歴等のお申し込みはこちら
- 申し込みし履歴をお知らせ
- 印刷メールアドレスの変更またはお申し込み

次へすすむ 閉じる

「次へすすむ」をクリックしてください。



②ログインする

*** ログイン ***

● 議決権行使コードを入力し、【次へ】をクリックしてください。

● 議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されています。
【電子メール】により、議決権行使書用紙の発行が可能です。
当議決権行使コードは、発行日より有効です。

議決権行使コード

次へ 閉じる

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「次へ」をクリックしてください。



以降は画面の案内に従って
ご入力ください。



行使期限

平成30年3月27日（火曜日）
午後5時45分行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って各議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）

（ご利用時間 午前9時～午後9時（土・日・祝日を除く））

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済環境は、国内経済政策、財政政策を背景に民間企業の収益も改善傾向を示し、設備投資や雇用環境の改善などもあり、緩やかに推移する中、安定した基調が続きました。その中で、中国を中心としたアジア新興国の設備投資が減速する一方、社会情勢には不透明な面もみられ、世界的な景気の減速も懸念される状況にありました。

このような経営環境のもと、当社グループでは「健康経営」を宣言し、CS（顧客満足度）とES（従業員満足度）の両立を目指す事業活動に注力し、新たに、ミッションステートメント『明日の「働く」を、デザインする。』を掲げました。これは、中長期的な見地から、常に未来の社会における「働く」を考え、社会と社員の元気につなげ、生産性の向上や創造性を発揮し、あらたな価値を生み出すことを目指すものです。その中、当社独自の新製品やソリューションの開発に注力し、注目の高まる「働き方改革」や「健康経営」のニーズに対する価値提案営業と、トータル受注による効率性の高い営業活動を展開いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は1,086億84百万円（前連結会計年度比6.9%増）、営業利益は29億56百万円（前連結会計年度比5.6%増）、経常利益は32億95百万円（前連結会計年度比6.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は24億2百万円（前連結会計年度比25.9%増）となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏や都市部での新築・移転需要、リニューアル需要に向け、多様化する働き方やオフィス環境への提案をはじめ、地球環境に配慮した製品を提供し、価値提案営業に努めました。

また自治体庁舎や、地域金融機関への営業活動に積極的に取り組みましたが、首都圏における新築竣工面積の一時的な減少に伴い市場内での競争環境が一段と激化している中、原材料の値上げおよび販売管理費増により減益となりました。

業績につきましては、売上高553億24百万円（前連結会計年度比0.3%増）、営業利益26億55百万円（前連結会計年度比12.7%減）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、オフィス関連事業に次ぐコア事業へと成長をはかるため、新製品の開発と市場投入に注力いたしました。このセグメントに含まれる株式会社ダルトンが展開する事業全般が堅調に推移し、さらに、シンガポールのTarkus Interiors Pte Ltdをはじめ、他の子会社の業績も順調な業績結果となりました。

業績につきましては、売上高505億31百万円（前連結会計年度比16.4%増）、営業利益5億69百万円（前連結会計年度は58百万円の営業損失）となりました。

[その他]

この事業につきましては、主力の家庭用家具事業において、ライフスタイルの変化や個人消費の伸び悩みから、学習家具の買い控えがみられた結果、減収減益となりました。

業績につきましては、売上高28億29百万円（前連結会計年度比8.2%減）、営業損失2億68百万円（前連結会計年度は1億82百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済環境は、国内経済政策、財政政策を背景に、民間企業を中心に収益も改善傾向にあり安定した基調が続くと見込まれます。しかしながら、世界的な経済、社会情勢には先行き不透明な状況もみられます。

当社グループとしましては、このような状況の中で、創業130周年を迎える2020年を最終年度とした2018年から2020年までの3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。

この3ヶ年の中期経営計画においては「働き方変革130」をキャッチフレーズとして、『「働き方変革」を実践する』、『「お客様活き活き」を創出する』、『「社員活き活き」を向上する』、『「地球生き生き」に貢献する』、『「時代の先端」を切り開く』を重点方針とした経営戦略を強力に推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましても、今後とも変わらぬご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【数値目標】

| | 2020年度目標 |
|-------|----------|
| 売上高 | 1,280億円 |
| 営業利益 | 65億円 |
| 営業利益率 | 5.1% |
| 経常利益 | 67億円 |
| ROE | 9.0%以上 |

【変革のポイント】

① 全社をあげて「働き方変革」を実践し、収益性・生産性・創造性・満足度の向上を実現します。

- ② 営業に経営資源を傾注し、全社としての営業力を強化します。
- ③ 商品開発プロセスを抜本的に革新して、マーケットへの訴求力を持った新商品をスピーディに開発します。

(5) 財産および損益の状況の推移

| 項 目 | 平成26年度 (第65期) | 平成27年度 (第66期) | 平成28年度 (第67期) | 平成29年度 (第68期) (当期) |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 102,993 | 106,516 | 101,684 | 108,684 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 2,818 | 4,599 | 3,087 | 3,295 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円) | 2,160 | 4,530 | 1,907 | 2,402 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 42.86 | 91.61 | 40.15 | 52.74 |
| 総 資 産 (百万円) | 96,721 | 98,175 | 95,681 | 102,221 |
| 純 資 産 (百万円) | 43,189 | 47,311 | 45,402 | 47,326 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 825.78 | 953.51 | 986.85 | 1,028.87 |

(注) 平成29年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-----------------------------|------------|------------|-----------------------------|
| 株式会社イトーキマーケットスペース | 百万円 200 | % 100.0 | 商業設備機器の販売 |
| 株式会社イトーキエンジニアリングサービス | 50 | 100.0 | 工事の施工・監理、保守・サービス |
| 株式会社シマソービ(注)1 | 10 | 100.0 | 事務用家具等の販売 |
| 株式会社イトーキ北海道(注)2 | 40 | 100.0 | 事務用家具等の販売 |
| 伊藤喜オールスチール株式会社 | 90 | 100.0 | 鋼製家具・機器の製造・販売 |
| イトーキマルイ工業株式会社 | 10 | 100.0 | 鋼製家具等の製造・販売 |
| 三幸ファシリティーズ株式会社(注)3 | 40 | 100.0 | 事務用家具等の販売 |
| 株式会社イトーキシェアードバリュー | 50 | 100.0 | オフィス家具・設備機器のレンタル・リユース |
| 新日本システック株式会社 | 100 | 100.0 | 各種システムの開発 |
| 富士リビング工業株式会社 | 60 | 98.4 | 鋼製・木製家具の製造・販売 |
| 株式会社エフエム・スタッフ(注)4 | 90 | 98.2 | ファシリティマネジメント等に関するコンサルティング業務 |
| 株式会社ダルトン | 1,387 | 100.0 | 科学研究施設・粉体機械等の製造・販売 |
| 株式会社イトーキ東光製作所 | 70 | 100.0 | 鉄扉・貸金庫等の製造 |
| Tarkus Interiors Pte Ltd | 150万S\$ | 80.0 | オフィス施設、商業施設等の内装工事 |
| Novo Workstyle Asia Limited | 2,697万US\$ | 100.0 | アジア子会社の統括会社 |

- (注) 1. 株式会社シマソービの議決権比率には、間接所有分の0.5%を含んでおります。
2. 株式会社イトーキ北海道の議決権比率には、間接所有分の1.2%を含んでおります。
3. 三幸ファシリティーズ株式会社の議決権比率には、間接所有分の0.01%を含んでおります。
4. 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の1.7%を含んでおります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はありません。

④ 企業結合の経過および成果

連結対象会社は前記②に掲げた重要な子会社15社、株式会社ダルトンの子会社および海外子会社9社であります。なお企業結合の成果につきましては、「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な技術提携の状況

| 技術導入の相手先名 | 国名 | 内 容 |
|-----------|-----|-----------------|
| ワールドナー社 | ドイツ | 実験用家具の製造、販売権の許与 |

(7) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

| 事業内容 | 主要な製品およびサービス |
|----------|--|
| オフィス関連事業 | 事務用デスクおよびチェア、収納家具、カウンター、パネル、金庫、オフィス営繕、組立・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど |
| 設備機器関連事業 | 建築間仕切、物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など |
| その他の | 学習用デスクおよびチェア、書斎机、書棚、福祉・介護用品、その他小物家具、ソフトウェア開発など |

(8) 主要な営業所および工場（平成29年12月31日現在）

① 当社

- (a) 本社 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
- (b) 東京本社 東京都中央区入船3丁目2番10号
- (c) 営業所

| 区 分 | 名 称 |
|-------------------------|--|
| 東 北 地 方 | 営業本部 東日本支社 (盛岡・東北・福島の各支店) |
| 東 京 都 | 営業本部 東京支社 (第1～4・多摩・プロジェクト営業の各支店) 法人営業統括部 (第1～3法人営業部、第4法人支店、情報通信営業部(第1～2支店)) 市場別営業統括部 (第1～4支店) 金融営業統括部 (第1～5支店) 営業推進統括部 建材営業部 (東日本建材支店) 設備機器事業本部 設備機器営業部 (物流システム東京支店・セキュリティ設備販売室・原子力施設販売室・パブリック商品販売室) パーソナル環境事業統括部 パーソナル営業部 |
| 関 東 信 越 地 方 (東京都を除く) | 営業本部 東日本支社 (長野・新潟・宇都宮・群馬・茨城の各支店) 関東支社 (千葉・埼玉・横浜・平塚の各支店) |
| 中 部 ・ 北 陸 地 方 | 営業本部 中部支社 (中部法人・名古屋・中部市場別・静岡・北陸の各支店) |
| 近 畿 地 方 | 営業本部 関西支社 (近畿・大阪・第1～3・京都の各支店) 営業推進統括部 建材営業部 (西日本建材支店) 設備機器事業本部 設備機器営業部 (西日本設備機器販売室) |
| 中 四 国 ・ 九 州 地 方 | 営業本部 西日本支社 (広島・岡山・四国・福岡・九州・鹿児島島の各支店) |

(d) 生産拠点

| 区 分 | 名 称 | |
|---------|---------------------|--|
| 関 東 地 方 | 建材事業本部 関東工場 | 千葉製造部（千葉市緑区） |
| 近 畿 地 方 | 生産本部 関西工場 | 寝屋川製造部（大阪府寝屋川市） 滋賀第1製造部、滋賀第2製造部（滋賀県近江八幡市） |
| | 設備機器事業本部 設備機器製造部 | スチール棚製造課（京都府八幡市） 電子製造課（滋賀県近江八幡市） |

(注) 当社は平成30年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

| | | | | |
|-----------------------|------------------------------|-----------|------|-------------|
| 国 内 | 株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区） | | | |
| | 株式会社イトーキエンジニアリングサービス（東京都中央区） | | | |
| | 株式会社 シマソービ（横浜市中区） | | | |
| | 株式会社イトーキ北海道（札幌市中央区） | | | |
| | 伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市） | | | |
| | イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市） | | | |
| | 三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区） | | | |
| | 株式会社イトーキシェアードバリュー（東京都中央区） | | | |
| | 新日本システック株式会社（東京都中央区） | | | |
| | 富士リビング工業株式会社（石川県白山市） | | | |
| | 株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区） | | | |
| | 株式会社ダルトン（東京都中央区） | | | |
| 株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市） | | | | |
| 海 外 | Tarkus | Interiors | Pte | Ltd（シンガポール） |
| | Novo | Workstyle | Asia | Limited（香港） |

(9) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 3,910名 | 561名増 |

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|--------|--------|
| 1,964名 | 13名増 | 41歳5ヵ月 | 15年0ヵ月 |

(注) 従業員数は就業人員にて表示しております。

(10) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---------------|-------|
| 株式会社みずほ銀行 | 3,119 |
| 株式会社三井住友銀行 | 1,738 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 1,699 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,197 |
| 株式会社常陽銀行 | 635 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 600 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 52,143,948株（うち自己株式 6,596,064株）
- ③ 株主数 5,144名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|-------|---------|
| | 千株 | % |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 2,225 | 4.88 |
| 株 式 会 社 ア シ ス ト | 1,586 | 3.48 |
| 伊 藤 七 郎 | 1,557 | 3.42 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 1,384 | 3.03 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,370 | 3.00 |
| イ ト ー キ 協 力 会 社 持 株 会 | 1,184 | 2.60 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 1,121 | 2.46 |
| G O V E R N M E N T O F N O R W A Y | 1,087 | 2.38 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,069 | 2.34 |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 1,025 | 2.25 |

(注) 当社は自己株式を6,596,064株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成29年12月31日現在）

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------------|-----------|---|
| 代表取締役会長 | 山 田 匡 通 | 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長 |
| 代表取締役社長 | 平 井 嘉 朗 | |
| 取締役 | 伊原木 秀 松 | 技監 |
| 取締役 常務執行役員 | 牧 野 健 司 | 企画本部長 兼 工事・物流統括部長 |
| 取締役 | 永 田 宏 | |
| 取締役 | 長 島 俊 夫 | 杉田エース株式会社社外取締役 |
| 常勤監査役 | 福 原 敦 志 | |
| 監査役 | 松 井 正 | |
| 監査役 | 飯 沼 良 祐 | |
| 監査役 | 齋 藤 晴 太 郎 | 関東バス株式会社社外監査役 株式会社東急レクリエーション社外監査役 |

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、長島俊夫の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、飯沼良祐、齋藤晴太郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役福原敦志氏は、長年にわたり当社において企画開発・人事部門の管理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
 4. 当社は、永田 宏、長島俊夫、飯沼良祐、齋藤晴太郎の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については取締役会で承認された役位別等月額報酬表に基づいて代表取締役が職務内容および当社の状況等を勘案のうえ、各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ監査役の協議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は平成13年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、この固定報酬枠とは別に、平成25年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とする変動報酬枠について決議をいただいております。また、監査役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。

(b) 当事業年度に係る報酬等

| 区 分 | 支給人員 | 支給額 |
|--------------------|-------------|--------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 6名 (2名) | 181百万円 (14百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4名 (2名) | 29百万円 (7百万円) |
| 合 計 | 10名 | 210百万円 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与54百万円（取締役6名に対し52百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役長島俊夫氏は、杉田エース株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と杉田エース株式会社との間に特別な関係はありません。また、監査役齋藤晴太郎氏は、関東バス株式会社、株式会社東急レクリエーションの社外監査役を兼務しておりますが、当社と前述2社との間に特別な関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

主な活動内容

| 地 位 | 氏 名 | 主 な 活 動 状 況 |
|-------|-----------|---|
| 取 締 役 | 永 田 宏 | 当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 取 締 役 | 長 島 俊 夫 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 飯 沼 良 祐 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 齋 藤 晴 太 郎 | 当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|--|-------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 68百万円 |
| 2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 83百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積の相当性などを確認し、必要な検証を行った上で、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、平成18年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、平成20年3月28日、平成20年12月18日、平成23年3月25日ならびに平成27年4月28日に改定を行っており、下記は最新（平成27年4月28日一部改定）の決議の概要です。

<内部統制システム構築の基本方針>

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。
また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ管理規程」「情報セキュリティポリシー」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。
- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を毎月1回開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、随時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局としてコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について随時協議する。

- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。
- ⑥ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制**
- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口として関係会社管理部を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。
- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。
- ⑦ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑧ **反社会的勢力による被害を防止するための体制**
- 「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。
- ⑨ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。
- ⑩ **前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- 使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ **監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

⑭ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。

⑮ **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において年3回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築および見直しならびにコンプライアンス違反事案および内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員および従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において年3回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価および対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社の関係会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、代表取締役社長を議長とするグループ会社社長会を当事業年度において年2回開催いたしました。グループ会社社長会は、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から事業戦略の進捗および予算の進捗の報告を行っております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役4名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、執行役員会議その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、当社の企業価

値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入いたしました。その有効期限の満了にともない、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会及び平成26年3月26日開催の当社第64回定時株主総会並びに平成29年3月29日開催の当社第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、内容の一部を変更し（以下、最新の変更後の対応策を「本プラン」といいます。）、更新いたしております。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、①買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主の皆様へ、株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主の皆様が、大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針の実現に資する取組みの概要

① 企業価値向上のための取組みについて

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史と共に歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には、製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い、

発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。

当社は、製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、これまで計7回の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。平成30年（2018年）2月には、過年度の業績状況および今後の当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、当社が創業130周年を迎える平成32年（2020年）を最終年度とした平成30年から平成32年までの新たな3ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。「働き方変革130」をキャッチフレーズとして、『「働き方変革」を実践する』、『「お客様活き活き」を創出する』、『「社員活き活き」を向上する』、『「地球生き生き」に貢献する』、『「時代の先端」を切り開く』を重点方針とした経営戦略を強力に推し進め、「時代の先端を切り開き、グローバル社会に貢献する高収益企業」となることを目指して、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

② コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

③ 安定した株主還元策

当社は、利益配分につきましては、経営の重点政策の一つとして認識し、会社の収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様に継続的かつ安定的に配当することとし、期末配当として年1回を行うことを基本方針としております。

今後の配分につきましては、更なる株主重視の経営を目指し、従来の安定配当に加えて連結業績を考慮し、配当性向20%以上を目処とした配当政策を実施してまいります。また、内部留保金につきましては、企業価値の向上を図るために、将来の成長に不可欠な研究開発や成長分野への戦略的な投資を中心に効率的に活用してまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

① 本プランへの更新の目的

本プランは、上記Ⅰ. に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために、必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成29年3月29日開催の当社第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランに更新いたしております。

② 本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記①の目的を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において、買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が、買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、当社取締役会等が別途定める割当期日における当社を除く全ての株主の皆様に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てま

す。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様には、当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様ご意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様ご意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表又は開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、平成29年3月29日開催の当社第67回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様にご不利益を与えない場合等、平成29年3月29日開催の当社第67回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する取組み（上記Ⅱ.）について

当社は、上記Ⅱ. に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ.）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が、平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5 いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成29年3月29日開催の当社第67回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項

が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランは、その時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様ご意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会は、その判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については、株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|---------|----------------|---------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 58,147 | 流動負債 | 39,683 |
| 現金及び預金 | 19,977 | 支払手形及び買掛金 | 12,564 |
| 受取手形及び売掛金 | 26,869 | 電子記録債務 | 5,856 |
| 電子記録債権 | 1,432 | 1年内償還予定の社債 | 79 |
| 商品及び製品 | 4,068 | 短期借入金 | 9,604 |
| 仕掛品 | 1,757 | 1年以内返済予定の長期借入金 | 2,524 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,896 | 未払法人税等 | 688 |
| 繰延税金資産 | 877 | 未払消費税等 | 483 |
| その他の | 1,357 | 設備関係支払手形 | 141 |
| 貸倒引当金 | △88 | 賞与引当金 | 1,481 |
| 固定資産 | 44,073 | 役員賞与引当金 | 69 |
| 有形固定資産 | 24,426 | 受注損失引当金 | 21 |
| 建物及び構築物 | 10,976 | 製品保証引当金 | 20 |
| 機械装置及び運搬具 | 2,008 | その他 | 6,147 |
| 土地 | 9,754 | 固定負債 | 15,211 |
| 建設仮勘定 | 193 | 社債 | 254 |
| その他 | 1,494 | 長期借入金 | 4,482 |
| 無形固定資産 | 3,651 | 繰延税金負債 | 385 |
| のれん | 2,793 | 退職給付に係る負債 | 5,133 |
| その他 | 858 | 役員退職慰労引当金 | 115 |
| 投資その他の資産 | 15,995 | 製品自主回収関連損失引当金 | 91 |
| 投資有価証券 | 7,486 | その他 | 4,749 |
| 長期貸付金 | 40 | 負債合計 | 54,894 |
| 繰延税金資産 | 413 | (純資産の部) | |
| 退職給付に係る資産 | 1,415 | 株主資本 | 45,296 |
| その他 | 7,087 | 資本剰余金 | 5,277 |
| 貸倒引当金 | △447 | 利益剰余金 | 32,315 |
| | | 自己株式 | △4,701 |
| | | その他の包括利益累計額 | 1,566 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,617 |
| | | 為替換算調整勘定 | 191 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △243 |
| | | 非支配株主持分 | 463 |
| | | 純資産合計 | 47,326 |
| 資産合計 | 102,221 | 負債純資産合計 | 102,221 |

連結損益計算書

(平成29年1月1日から
平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----|---------|
| 売上 | 108,684 |
| 売上 | 69,966 |
| 販売費 | 38,718 |
| 営業外 | 35,761 |
| 営業 | 2,956 |
| 受取 | 8 |
| 受取 | 131 |
| 受保 | 194 |
| 受そ | 80 |
| 営業 | 58 |
| 営業 | 277 |
| 支 | 175 |
| 賃 | 46 |
| 賃 | 23 |
| そ | 166 |
| 経 | 412 |
| 特 | 3,295 |
| 固 | 8 |
| 投 | 166 |
| 退 | 52 |
| そ | 0 |
| 特 | 228 |
| 固 | 1 |
| 減 | 20 |
| そ | 97 |
| 税 | 2 |
| 法 | 3,401 |
| 法 | 1,171 |
| 当 | △212 |
| 非 | 959 |
| 親 | 2,442 |
| 社 | 40 |
| 株 | 2,402 |
| 主 | |
| に | |
| 帰 | |
| 属 | |
| す | |
| る | |
| 当 | |
| 期 | |
| 純 | |
| 利 | |
| 益 | |

連結株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|---------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 5,277 | 13,140 | 30,504 | △4,700 | 44,222 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △592 | | △592 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,402 | | 2,402 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △0 | △0 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | △86 | | | △86 |
| 非支配株主との取引による資本剰余金の減少額 | | △649 | | | △649 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | — | △735 | 1,810 | △0 | 1,074 |
| 当 期 末 残 高 | 5,277 | 12,404 | 32,315 | △4,701 | 45,296 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持 分 | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|--------------|--------|
| | その他有価証 券評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 1,372 | 20 | △666 | 727 | 453 | 45,402 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | △592 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 2,402 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △0 |
| 非支配株主との取引に係る親会社の持分変動 | | | | | | △86 |
| 非支配株主との取引による資本剰余金の減少額 | | | | | | △649 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 244 | 170 | 423 | 839 | 10 | 849 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 244 | 170 | 423 | 839 | 10 | 1,923 |
| 当 期 末 残 高 | 1,617 | 191 | △243 | 1,566 | 463 | 47,326 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉 田 秀 樹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田 中 徹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 東 大 夏 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|---------------|----------------------|---------------|
| 流 動 資 産 | 34,204 | 流 動 負 債 | 26,497 |
| 現金及び預金 | 8,770 | 支払手形 | 1,628 |
| 受取手形 | 5,945 | 電子記録債 | 5,378 |
| 電子記録債 | 481 | 買掛金 | 5,609 |
| 売掛金 | 12,848 | 短期借入金 | 7,920 |
| 商品及び製品 | 2,677 | 1年以内に返済する長期借入金 | 642 |
| 仕掛品 | 1,232 | リース債 | 239 |
| 原材料及び貯蔵品 | 954 | 未払金 | 335 |
| 繰延税金資産 | 487 | 未払法人税等 | 2,615 |
| 短期貸付 | 661 | 未払消費税等 | 258 |
| 倒引当座 | 631 | 未払賞与 | 191 |
| 固定資産 | 42,808 | 賞与引当金 | 903 |
| 有形固定資産 | 17,119 | 役員損失引当金 | 54 |
| 建物 | 8,371 | 受取引当金 | 21 |
| 構築物 | 112 | その他 | 699 |
| 機械及び装置 | 1,158 | 固 定 負 債 | 8,926 |
| 車両及び運搬具 | 9 | 長期借入金 | 1,852 |
| 工具 | 352 | 短期借入金 | 455 |
| 土地 | 6,542 | 退職給付引当金 | 3,399 |
| 建物 | 447 | 製品自主回収連損失引当金 | 91 |
| 一設仮資産 | 125 | 長期預り保証金 | 3,013 |
| 無形固定資産 | 470 | 資産除去債 | 115 |
| ソフトウェア | 140 | 負 債 合 計 | 35,423 |
| ソート加工 | 82 | (純資産の部) | |
| リース | 209 | 株 主 資 本 | 39,990 |
| その他の資産 | 37 | 資本 | 5,277 |
| 投資その他の資産 | 25,218 | 資本剰余金 | 13,220 |
| 投資有価証券 | 6,587 | 資本準備金 | 10,816 |
| 関係会社有価証券 | 11,270 | その他資本剰余金 | 2,404 |
| その他の関係会社有価証券 | 408 | 利益剰余金 | 26,193 |
| 長期貸付 | 586 | 利益準備金 | 881 |
| 繰延税金資産 | 101 | その他利益剰余金 | 25,312 |
| 繰延税金負債 | 2,928 | 配当準備金 | 250 |
| 敷金 | 1,864 | 固定資産圧縮積立金 | 1,265 |
| 前払年金費用 | 1,645 | 別途積立金 | 12,230 |
| 倒引当金 | 672 | 繰越利益剰余金 | 11,566 |
| | △846 | 自己株式 | △4,701 |
| | | 評価・換算差額等 | 1,598 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,598 |
| 資 産 合 計 | 77,013 | 純 資 産 合 計 | 41,589 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 77,013 |

損 益 計 算 書

(平成29年 1月 1日から)
(平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 78,375 |
| 売上原価 | 51,855 |
| 売上総利益 | 26,520 |
| 販売費及び一般管理費 | 25,731 |
| 営業利益 | 788 |
| 受取利息 | 16 |
| 受取配当金 | 498 |
| 受取賃貸料 | 235 |
| 受取保険金 | 31 |
| 保険配当金 | 79 |
| 関係会社貸倒引当金戻入 | 65 |
| その他 | 254 |
| 営業外費用 | 1,180 |
| 支払利息 | 74 |
| 賃貸建物等減価償却費用 | 61 |
| 賃貸建物等管理費 | 32 |
| その他 | 74 |
| 経常利益 | 242 |
| 特別利益 | 1,726 |
| 投資有価証券売却益 | 166 |
| 固定資産除却損 | 14 |
| 関係会社株式売却損 | 101 |
| その他 | 2 |
| 税引前当期純利益 | 118 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 473 |
| 法人税等調整額 | △58 |
| 当期純利益 | 1,774 |
| | 415 |
| | 1,358 |

株主資本等変動計算書

（平成29年1月1日から）
（平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株 主 資 本 | | | | | | | | | |
|-------------------------|---------------|-----------|--------------|--------------|-----------|----------|-------|--------|--------|--------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | | 利 益 剰 余 金 | | | | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合 計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | | 利益剰余金 合 計 |
| 配当準備 積立金 | 固定資産 圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 5,277 | 10,816 | 2,404 | 13,220 | 881 | 250 | 1,265 | 12,230 | 10,800 | 25,426 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △592 | △592 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | | | 1,358 | 1,358 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | - | - | 766 | 766 |
| 当 期 末 残 高 | 5,277 | 10,816 | 2,404 | 13,220 | 881 | 250 | 1,265 | 12,230 | 11,566 | 26,193 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|--------|------------------|----------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当 期 首 残 高 | △4,700 | 39,224 | 1,376 | 1,376 | 40,601 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △592 | | | △592 |
| 当 期 純 利 益 | | 1,358 | | | 1,358 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | 221 | 221 | 221 |
| 当期変動額合計 | △0 | 765 | 221 | 221 | 987 |
| 当 期 末 残 高 | △4,701 | 39,990 | 1,598 | 1,598 | 41,589 |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年2月23日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 吉 田 秀 樹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田 中 徹 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 東 大 夏 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
 - ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

計算書類の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、当社の連結子会社であるNovo Workstyle Asia Limitedは、平成29年12月18日開催の取締役会において、Novo Workstyle HK Ltdの株式を取得して子会社化することについて決議をしました。また、平成29年12月21日付で株式を取得したことにより子会社化しました。

平成30年2月23日

株式会社イトーキ 監査役会

| | | |
|-------|-----------|---|
| 常勤監査役 | 福 原 敦 志 | ⓧ |
| 監 査 役 | 松 井 正 明 | ⓧ |
| 社外監査役 | 飯 沼 良 祐 | ⓧ |
| 社外監査役 | 齋 藤 晴 太 郎 | ⓧ |

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様へ継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金13円 総額592,122,492円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成30年3月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役山田匡通、平井嘉朗、伊原木秀松、牧野健司、永田 宏、長島俊夫の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので取締役6名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|-----------------------|---|-------------|
| 1 | 山田 匡通 (昭和15年5月5日) | 昭和39年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成3年6月 同行取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）常務取締役 平成12年6月 同行専務取締役 平成14年9月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）代表取締役会長 平成16年6月 東京急行電鉄株式会社常勤監査役 平成17年6月 当社取締役 平成19年6月 当社代表取締役会長（現） （重要な兼職の状況） 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会会長 | 663,253株 |
| 【取締役候補者とした理由】 山田匡通氏は、取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。 | | | |
| 2 | 平井 嘉朗 (昭和36年1月26日) | 昭和59年4月 旧株式会社イトーキ入社 昭和59年6月 同社関西支社 平成7年12月 同社イトーキ労働組合専従 平成10年9月 同社イトーキ労働組合委員長 平成11年12月 同社メンテナンス会社設立準備室 平成12年12月 同社環境本部 平成14年12月 同社関西法人 販売課長 平成21年7月 当社人事部長 平成24年5月 当社営業戦略統括部長 平成25年1月 当社執行役員営業戦略統括部長 平成27年1月 当社執行役員 平成27年3月 当社代表取締役社長（現） | 8,542株 |
| 【取締役候補者とした理由】 平井嘉朗氏は、平成27年に代表取締役社長に就任し、会社経営に関する豊富な業務経験と経営、管理、営業面での高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。 | | | |

| 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|------------------------|---|-------------|
| 3 | 伊原木 秀松 (昭和24年4月18日) | 昭和48年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 昭和60年2月 同社欧州事務所出向 平成7年1月 米国ニュー・ユナイテッド・モーター・マニュファクチャリング(トヨタ自動車株式会社と米国ゼネラル・モーターズの合弁会社)出向 平成12年1月 トヨタ自動車株式会社生産調査部主査 平成18年1月 インドネシアトヨタ自動車社長 平成21年11月 当社顧問 平成22年1月 当社常務執行役員生産本部長 平成23年3月 当社取締役常務執行役員生産本部長 平成24年3月 当社取締役専務執行役員生産本部長 平成28年1月 当社取締役技監(現) | 27,297株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 伊原木秀松氏は、生産部門および海外での業務執行に携わるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。</p> | | | |
| 4 | 牧野 健司 (昭和32年1月8日) | 昭和55年4月 旧株式会社イトーキ入社 平成4年10月 同社岡山支店長 平成12年12月 同社法人販売部販売5部長 平成16年3月 同社関係会社管理部長 平成17年1月 株式会社イトーキ東光製作所(社長)出向 平成22年1月 当社執行役員物流統括部長 平成23年1月 当社執行役員経営企画統括部長 平成24年1月 当社執行役員企画本部長 平成25年1月 当社常務執行役員企画本部長 平成27年3月 当社取締役常務執行役員企画本部長 平成28年1月 当社取締役常務執行役員企画本部長 兼 工事・物流統括部長(現) | 3,132株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】 牧野健司氏は、経営企画部門および当社グループ会社の社長を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営の重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。</p> | | | |

| 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|----------------------------|---|-------------|
| 5 | なが 永 田 宏 (昭和16年2月22日) | 昭和45年4月 三井物産フランス株式会社入社 平成8年6月 三井物産株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成14年4月 欧州三井物産株式会社社長 三井物産株式会社代表取締役副社長兼執行役員化学品グループプレジデント 平成16年6月 同社顧問 平成17年4月 早稲田大学大学院商学研究科 (MBAコース) 客員教授 平成20年3月 当社社外取締役 (現) | 17,670株 |
| 【社外取締役候補者とした理由】 永田 宏氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただき、引き続き社外取締役の候補としました。 | | | |
| 6 | なが 長 島 俊 夫 (昭和23年7月22日) | 昭和46年4月 三菱地所株式会社入社 平成13年6月 同社取締役丸の内開発企画部長 平成14年4月 同社取締役ビル開発企画部長 平成16年4月 同社常務執行役員ビル事業本部副部長兼ビル開発企画部長 平成17年6月 同社取締役兼専務執行役員ビル事業本部長 (代表取締役) 平成23年1月 日本郵政株式会社代表執行役員副社長 平成23年6月 同社取締役兼代表執行役員副社長 平成25年6月 同社顧問 平成25年7月 大阪市特別参与 (現) 伊藤滋都市計画事務所パートナー (現) 平成26年3月 当社社外取締役 (現) (重要な兼職の状況) 杉田エース株式会社社外取締役 | 8,513株 |
| 【社外取締役候補者とした理由】 長島俊夫氏は、会社経営に関する豊富な経験と高い見識を保有しております。当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただき、引き続き社外取締役の候補としました。 | | | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 永田 宏、長島俊夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田 宏、長島俊夫の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって永田 宏氏が10年、長島俊夫氏が4年となります。
4. 当社は、永田 宏、長島俊夫の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、永田 宏、長島俊夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【ご参考】

当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間において当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------|--|-------------|
| 藤田 傑 (昭和19年7月22日) | 昭和38年4月 大阪国税局入局 平成7年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官 平成9年7月 南税務署副署長 平成11年7月 大阪国税局調査第二部統括国税調査官 平成13年7月 旭税務署長 平成15年7月 旭税務署長退官 平成15年8月 税理士登録（現） 平成15年9月 藤田傑税理士事務所開設（現） | 0株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤田 傑氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 藤田 傑氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 当社は、現行定款において、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。藤田 傑氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成13年3月29日開催の第51回定時株主総会において月額25百万円以内（うち社外取締役分は月額3百万円以内）とご承認いただいております。また、固定報酬額とは別枠の変動報酬枠として、平成25年3月27日開催の第63回定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年179,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人のいずれの地位からも退任または退職した場合には、当該退任または退職の直後の時点（ただし、死亡による退任または退職の場合には、死亡後、取締役会が別途決定した時点とする。）をもって、当該退任または退職の時点で保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

(3) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第5号議案 監査役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査役の報酬等の額は、平成25年3月27日開催の第63回定時株主総会において、月額10百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の監査役に株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、監査役（社外監査役を含む、以下同じ。）に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、監査役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額10百万円以内（うち社外監査役分は年額2百万円以内）といたします。また、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議によって決定することといたします。

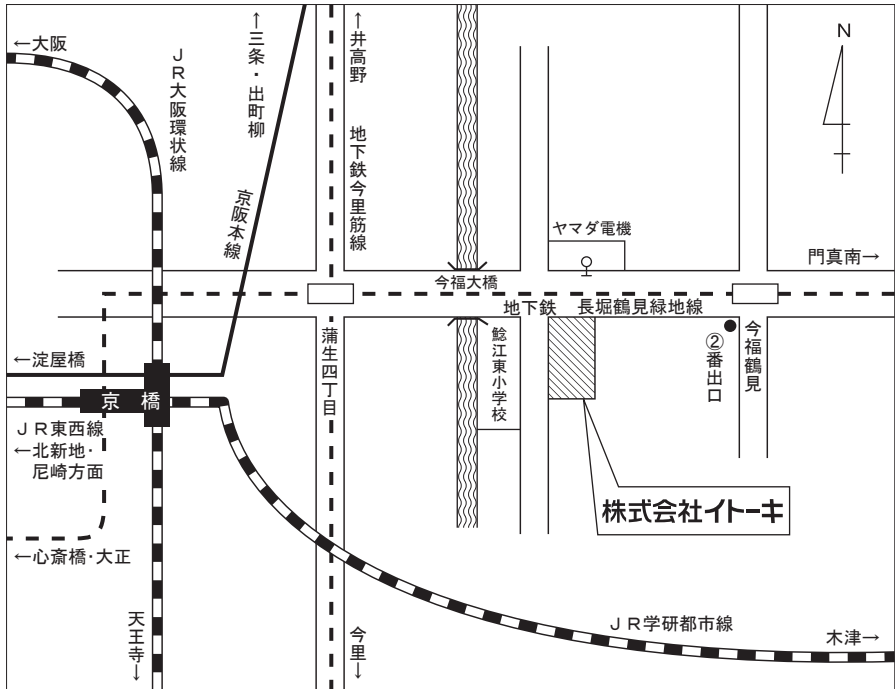
なお、現在の監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

また、監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と監査役との間で、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に記載の本割当契約と同様の内容の譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市城東区今福東1丁目4番12号
株式会社イトーキ 当社10階ホール
電 話 (06) 6935-2200 (代表)



交通機関

●大阪市営地下鉄をご利用の場合

長堀鶴見緑地線「今福鶴見」下車②番出口西へ徒歩5分。

●大阪市営バスをご利用の場合

「京橋北口」より、「地下鉄門真南」行に
乗車、「鯉江東小学校前」下車すぐ。